



# 韓国 I P G Information

発行：2011年2月

韓国 I P G 事務局 ( J E T R O ソウル・センター )

## 目次

### < 韓国 I P G の活動 >

- 仁川空港税関庁舎に水際管理物品広報館 開館 1～2頁
- お知らせ 3頁
- S J C 建議の回答 4～5頁

### < I P を知ろう。 >

- 韓国 I P ニュース 6頁
- 「新・知財最前線は今」  
— 国産 I P を守る韓国巨大資本 — 7頁  
— もしも従業員が発明をしたら — 8頁

韓国 I P G へのメンバー登録

[www.jetro-ipr.or.kr/  
admin/files/IPG\\_mem.pdf](http://www.jetro-ipr.or.kr/admin/files/IPG_mem.pdf)

韓国 I P G は、日本の経済産業省・特許庁の支援により運営されており、会費は無料です

## 韓国 I P G 事務局

日本貿易振興機構 ( J E T R O )  
ソウル・センター知的財産チーム

電話 / 02-3210-0195

e-mail / [jetroiprseoul@gmail.com](mailto:jetroiprseoul@gmail.com)

榎本吉孝 ( エノモトヨシタカ )

曹恩実 ( ソウウンニ )

趙乾東 ( チョウゴンドン )

池崎麻理絵 ( イケザキマリエ )

## 韓国 I P G の活動

### ● 仁川空港税関庁舎に水際管理物品広報館が開館



韓国 I P G での募集に対し、日本企業 5 社さまから展示品 (ニセ物・本物) を御寄贈いただきました。ご協力ありがとうございました。

【展示期間】 2011年1月21日～2011年12月31日 (予定)

【展示場所】 仁川空港税関 輸出入通関庁舎一階の水際管理物品広報館

【知的財産権侵害の展示品目】 カバン、財布、ハンドバック、靴のほか、日本からはオイルフィルター、プリンタカートリッジ、玩具など

➡ 次のページに関連記事

### 事務局より

2011年を迎えました。新年明けましておめでとうございます。昨年は韓国 I P G の皆様にはご協力頂きましてありがとうございました。今年はピョンピョン跳ねるうさぎ年です。韓国 I P G もうさぎのようにピョンピョンと頑張って、発展させていきたいと思ひます。

「韓国 I P G ・ Information」に掲載されている寄稿・翻訳文等は全て、本紙への掲載について権利者の許諾を得ております。無断での転載はご遠慮ください。

## 仁川空港税関輸出入通関庁舎内に模倣品が展示されました



韓国関税庁では、海外から搬入される不法な食品、医薬品、銃砲、刀剣類、模倣品、CITES(絶滅の危機にあつて野生動植物の国際取引に関する協約)対象物品など国民の健康を害する物品や社会安全を阻害する物品を取り締まっています。

このたび、摘発した不法物品を展示する「水際管理物品広報館」が、仁川空港税関の輸出入通関庁舎ロビーに設置され、1月21日に開館いたしました。この「水際管理物品広報館」は6つの展示館で構成され380種類余りの物品が展示されています。

観光客がこうした不法物品を海外で無分別に購入し税関で摘発されたり、あるいは、インターネットショッピングで購入して海外から国内に郵送される際に摘発されたりする例について、正確な情報を国民や観光客に提供し被害事例を知らせることにより、警戒心を高めることを目的として、韓国関税庁はこうした広報館を設置しました。

現在は、仁川空港税関の建屋内にある輸出入通関庁舎ロビーに設置されていますが、今後は、仁川国際空港の旅客ターミナルやソウル駅などにも設置される計画で、一般旅行者も目にしやすくなるようです。



展示品の収集にあたり、韓国税関およびその傘下団体と、韓国IPGとが協力を行い、韓国IPGでは日本企業の皆さまからの展示品の寄贈を募集いたしました。ご協力を頂いた日本企業5社は以下のとおりです。

キャノン様 (トナーカートリッジとカメラ用バッテリー)、リコー様 (トナーカートリッジ)、ヨネックス様 (バトミントン・ラケット)、タジマデザイン様 (テーブルメジャー)、コマツ様 (オイルカートリッジ)

ご協力、ありがとうございました。

模倣品を展示することは、商品の真贋に関する消費者の理解を深めるのみならず、模倣品に積極的に対応している企業イメージの広報効果も期待され、消費者の信頼を得ることにもなると思われます。

今後とも、皆様の積極的なご参加・ご協力をお願いいたします。



● お知らせ

◆ **3月3日(木) ソウル税関取締り職員向け「模倣品真贋判定セミナー」を開催**

税関で行われる「税関職員向け真贋判定セミナー」では、税関の取締り職員に対して、企業の担当者から、自社商品の真贋判定方法を教授することにより、税関での模倣品の取締りの効率が向上することが期待できます。韓国IPGでは、来る3月3日(木)にソウル税関の取締り職員に対し、同セミナーを実施いたします。(日本の経済産業省の補助事業)

- 【場所】 大韓関税士会・会議室(ソウル本部税関の職員向け)  
 【日程概要】 2011年3月3日 午後(1社当たり 50分を予定 : 質疑応答時間を含む)  
 【定員】 5社 (募集は締切りました。今後、参加ご希望の方は、韓国IPG事務局までご連絡ください)

◆ **2010年度版・各種マニュアル類のご案内!!**

ジェトロでは、日本企業の海外進出先での知的財産の保護を目的として各種のマニュアル類を発行しております(日本特許庁の委託事業)。このたび、2010年度版が完成いたしましたので、配布ご希望の方は、下記のお申し込み先よりお申し込みください。

1. 韓国に関する<2010年度版マニュアル類> 一覧

冊子代・送料とも無料です

- (1) 模倣対策マニュアル 韓国編
- (2) 韓国ライセンスマニュアル
- (3) 韓国の知的財産権侵害 判例・事例集
- (4) 韓国知的財産情報検索ハンドブック
- (5) 韓国知的財産政策レポート



2. お申込先: 発送をご希望される方は、以下からお申込ください。

(日本国内の方) [URL:https://www.jetro.go.jp/form/fm/erb/manual2010](https://www.jetro.go.jp/form/fm/erb/manual2010)  
 ↓「韓国知的財産情報検索ハンドブック」の申込み先(日本国内) ↓  
[URL:https://www.jetro.go.jp/form/fm/erb/kipris12010](https://www.jetro.go.jp/form/fm/erb/kipris12010)

(韓国国内の方) [URL:http://renew.jetro-ipr.or.kr/sec\\_admin/files/siryo.pdf](http://renew.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/siryo.pdf)

◆ **韓国特許庁「審査指針書—特許・実用新案—」(JETRO仮訳)を配布**

韓国特許庁が発刊している<審査指針書—特許・実用新案—>(全1061頁)が日本語に翻訳されました(ジェトロソウル仮訳)。韓国IPGでは、韓国における日本企業の知財保護にむけたグループ活動の一環として、日本特許庁のご支援により、この日本語版を製本して、韓国IPGメンバー(日本国内の韓国知財ネットワークのメンバーを含む)のうち希望者に無料で配布いたします。

ご希望の方は、下記URLの申込書にて、**2月28日(月)**までに韓国IPG事務局宛にメールまたはFAXでお申込みください。配布は各企業1冊(日本国内1冊、韓国国内1冊、合計2冊まで)とさせていただきます。メンバー未加入の方は、申込書とともにメンバー登録書を、同事務局宛てにお送りください。

冊子代・送料  
無料です

申込書URL [http://renew.jetro-ipr.or.kr/sec\\_admin/files/sinsa.docx](http://renew.jetro-ipr.or.kr/sec_admin/files/sinsa.docx)

韓国知財ネットワーク登録(無料) [http://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/ipg\\_kr.html](http://www.jetro.go.jp/theme/ip/iippf/ipg_kr.html)

韓国IPGメンバー登録(無料) [http://www.jetro-ipr.or.kr/admin/files/IPG\\_mem.pdf](http://www.jetro-ipr.or.kr/admin/files/IPG_mem.pdf)

## 知財関連の建議事項に対する韓国政府の回答

S J Cが昨年8月24日に韓国政府に提出した「事業環境の改善に向けたS J C建議事項」に対し、韓国政府から文書による回答がありました。全30項目の建議事項のうち、知的財産権分野は19項目あり、これに対する政府回答を纏めると次のとおりです。

改善される事項	
要望内容	韓国政府の回答
ネット上での著作権侵害（日本の漫画や番組の不法アップロード）に対する法制度の整備	個人サーバによる侵害の取締を強化し、法律改正によりネット上での侵害取締を強化します。
全体デザインの出願後でも、部分デザインを出願することを許容してほしい（登録要件）	関連の規定について、デザイン保護法の改正案を国会に上程しました。
商品と受像機が分離している場合（例：DVDプレーヤー）も画面デザインを保護してほしい	国際分類（ロカルノ分類）の導入と、法律の改正を推進します。これにより保護が可能となります。
ウェブサイトでの知的財産情報の英語版提供サービスで、情報の一部が英語化されていない	海外のユーザー向けの英文サイトについて、サービスの向上を図ります。
税関での水際措置（模倣品の取締り）の強化	水際措置の対象を、特許・デザイン・品種保護・地理的表示の侵害物品にまで拡大する予定です。
税関の取締職員に対して、自社商品の真贋判定方法を教育する機会がほしい	関税庁傘下の協会の会員企業以外にも、教育に参加できるようにします（昨年12月より実施）
模倣品の規制・取締り強化、消費者の知的財産マインドの向上	商標権特別警察隊、ネット上で流通する模倣品取締システムを運用し、認識向上活動を実施します

「受入可能」との回答のうち、現状で対応可能であると回答された事項	
結合商標「A+B」の審査（「A」との類否判断）について審査基準の運用を見直してほしい	現行の審査基準による運用で十分に対応可能です
海外の著名商標に関して、韓国で不適切な登録がされないよう判断基準を適正化してほしい	現状の判断基準でも、特定人の商標として認識されていることを証明すればよく、対応可能です。
裁判での特許侵害の立証を容易に（訴訟提起前の証拠収集、営業秘密を含む文書の提出など）	起訴前の証拠収集は現行の民事訴訟法で対応可能。営業秘密の漏えい防止は2008年に法案提出

### < 長期検討と回答された事項 >

- ㊦ 韓国向けテレビ番組・劇場用映画ライセンスビジネスの問題点（市場開放）
- ㊦ 特許出願手続きの改善（応答期間の延長、マルチのマルチクレームの許容、分割期間の拡大）
- ㊦ 特許法によるコンピュータプログラム自体の保護
- ㊦ 外国語出願（英語による出願）の導入、PCT出願の補正範囲の拡大
- ㊦ 無効審判の請求人適格の制限の撤廃
- ㊦ 間接侵害規定の拡充

### 長期検討、受入困難

#### < 受入困難とされた事項 >

- ㊦ 韓国での日本CD販売に関する手続き改善
- ㊦ 商標登録要件の改善（複数の商標登録をまとめて、後に包括的な指定商品で出願する）
- ㊦ 商標出願の先後願に関する規定適用の判断時期（出願時⇒決定時にする）
- ㊦ 特許権等の有効・無効を法院で判断し、紛争の早期解決



## 改善される事項の補足

### ● インターネット上での著作権侵害への対応

韓国のネット上で蔓延している著作権侵害は、過去、1990年代末にITブームを導いた金大中政権のとき、ブロードバンドの普及のために著作権侵害を安易に扱ったために「ネット上の情報はタダ」との認識が広まってしまったことに起因すると言われます。際限のない侵害問題により国際社会からも批判を浴びたことにより、韓国政府はこれまでも法制度や政策を整備してきましたが、現在に至り、P2Pサイトや個人ブログなどを利用した著作権侵害が浮上し、これについて政府の取締が及んでいない状況にあります。

SJC建議事項では、日本の出版社の漫画が雑誌からスキャンされ不法アップロードされ、日本のテレビ番組の字幕入り不法アップロードも横行しているという事案を挙げて、プロバイダ（ISP）経由の削除要請は改善されているが、自前のサーバによる侵害に対しては有効な手段が少ないという窮状を訴えました。

これに対し韓国政府は、不法ダウンロードに対して民事的責任を負わせる著作権法の改正案を国会に上程し、また、ファイル共有サイトを運営するためには政府への登録を要するとした電気通信事業法の改正案も国会に係留中であると回答しました。

「劣化しないおいしいただコンテンツ」に慣れたユーザーの需要を如何に断ち切るかも大きな課題です。SJC建議事項では、日本で民事の損害賠償請求訴訟で2,000万円の賠償（判決において本来の賠償額は1億8,000万円との付言あり）が確定して以降、自前のサーバでの著作権侵害事件は皆無となっていることを説明して、韓国での取組み強化を重ねて要請しました。

### ● 同一人なら部分デザインを後から出願可能

韓国では、商品全体のデザイン（例：自転車）を出願した後に、その部分や部品のデザイン（例：ハンドル）を出願すると、部分や部品のデザインは先の出願にも既に含まれてしまっているため、後にした出願は拒絶され、同一出願人であっても登録は受けられません。デザイン開発の実態として、製品全体から個々の部品へと順にデザインが決定されていくこともあり、また、ヒットした製品デザインの独自性の高い部分のみが模倣される事案もあります。部分デザインや部品デザインの権利取得が戦略的に行えるよう、SJC建議事項ではこの問題を2009年より取り上げ、改善を要請してきました。

韓国特許庁は、このような問題を認識し、2010年7月7日にデザイン保護法の改正案を国会に提出しました。法律が改正されれば、同一人が出願する場合には、全体デザイン、部分デザインの順で出願ができるようになります。

### ● 画面デザインの保護拡大

「画面デザイン」とは、例えばDVDプレーヤーの場合に、テレビ画面に表示される操作画面についてのデザインが該当し、日本でも韓国でも保護が受けられます。しかし、韓国では保護対象の物品を「画面デザイン」が表示される画面があるテレビやモニター等（受像機）とせざるを得ませんでした（DVDプレーヤー自体は「画面デザイン」を表示される画面がない）。こうした運用は、画面デザインを当該物品（DVDプレーヤー）の一部として創作している企業の製品開発の実情に合致していません。SJC建議事項ではこの問題を2009年より取り上げ、改善を要請してきました。

韓国特許庁は従来、韓国独自のデザイン分類体系をとってきましたが、情報化・国際化に伴い、51カ国が採択している国際的なロカルノ分類体系を導入する法律改正を国会に提出しました。これにより、デザイン保護対象となる物品がロカルノ分類で定める物品にまで拡大し、ロカルノ分類の第14類に属する「画像ディスプレイ及びアイコン」は、独立の物品として保護が可能となります。

※SJC建議事項と韓国政府の回答の全文については、SJCホームページをご覧ください。

URL：<http://www.sjchp.co.kr/sjc2/report/file/20101215.pdf>



## 韓国 IP ニュース

### ● 中国内でのニセ携帯電話の出荷量は 2012 年には下降か。自社ブランド化が進む模様。

市場調査業者のアイサプライによれば、不法製造携帯電話(ニセ携帯電話)の中国内需(出荷量)は、来る 2012 年頃には下落傾向に転じ、市場が萎縮すると見込まれるとする調査結果を発表した。中国政府の強力な取締まりと製造原価が限界に到達することが理由。反面、タイ・ベトナム・インドネシア・フィリピン・パキスタンなどアジア地域の新興市場での販売出荷量は、09 年 1 億 1,020 万台から 10 年には 1 億 5,440 万台に達すると推測している。別の報道では、韓国産の携帯電話やテレビ・家電製品を模倣した中国企業が、ニセ物のレベルを越えて自社ブランド化しているともされている。

### ● 偽造商品の攻撃に無防備な韓国中小企業の実態

韓国特許庁のアンケート調査によると、中小企業 536 社のうち 144 社が偽造商品の被害を受けた経験があるとし、偽造商品が正規商品の販売量の 50%以上になる中小企業も 33.4% (48 社)に達している。被害を受けた中小企業 144 社のうち 101 社は、自社の製品が公開流通網を通じて公然と取引されている(一般消費者が容易に偽造商品を購入できる)事態を把握していたが、このうち 58 社だけが被害発生の有無を調査し、46 社は何の措置も取っていないのが実態で、被害の深刻さに対して中小企業の対応が消極的である。

### ● 韓国の代表的キャラクター上位 40 件中デザイン登録は 6 件のみ

「大韓民国の代表的キャラクター100」(ソウル産業通商振興院、ポータルサイト daum の共同選定)の部門別上位 10 件のキャラクターについて、韓国特許庁が登録状況を分析したところ、商標権とデザイン権の登録が各々 45%、13%に過ぎないことが分かった。

キャラクターのデザイン登録が低調な理由は、現行法がキャラクターやグラフィックシンボルなどをデザイン登録の対象と認定しておらず、また生産される無数の商品を逐一デザイン登録するには規模が零細なキャラクター関連業者には費用負担が大きいと分析。韓国特許庁はデザイン保護法の改正を推進中である。

### ● 韓国での特許手数料の納付が便利になり、負担も減少

これまで個人に限定されていた特許手数料のクレジットカード納付制度が、本年 1 月より中小企業にも拡大、決済手数料も必要ない。中小企業は、銀行窓口、口座振り替え、クレジットカードでの納付方法が可能となり、今年施行された 2~3 ヶ月の無利子分割払い納付を利用すれば、納付負担がより一層減ることになる。4 月からは、4 年目以上の特許登録料を 3 年分以上一括で納付する場合には 5%の割引となる。

また、本年から審査請求時に審査猶予を請求すれば、審査請求料も後日納付することが可能となった。

### ● 「著作権管理士」認証制度を導入

ユビキタスメディアコンテンツ連合とオンライン産業振興会は「著作権管理士」の資格認証試験制度の導入と、その養成教育を決定した。著作権管理士は、コンテンツの著作物を製作した著作者の権利とこれに伴う権利を保護し、公正な利用を推進する専門職業人で、創作者と事業者、消費者間の紛争を事前に予防して、創作者の権利保護および著作権の仲介などの役割を担う。「未来の有望な職種に浮上する可能性が高い専門資格」と同連合は説明している。

### ● ブランド力強化。(社)韓国商標協会が発足

商標・ブランド関連教育事業、分野別専門委員会の運営、専門情報の提供等を通じて大・中小企業および個人商標権者のブランド経営支援を先導する目的で、韓国商標協会が創立した。韓国特許庁は、今回協会の創立を契機に商標・ブランドの重要性に対する認識が向上する一方、協会が競争力のある企業ブランドの構築に踏み石の役割をすることを期待、とコメントしている。

※ 詳細な記事、その他のニュースについては『韓国知的財産ニュース』をご覧ください。

URL : [www.jetro-ipr.or.kr/news/news02.asp](http://www.jetro-ipr.or.kr/news/news02.asp)



## 国際 I P を守る韓国巨大資本

File No. 27

政府予算 2,000 億ウォン（約 146 億円）、民間出資 3,000 億ウォンの総額 5,000 億ウォン規模で、韓国初の創意資本（Invention Capital）が誕生した（2015 年までの予定金額）。「創意資本」とは、知的財産を買い入れ、その付加価値を高めた上で、事業化を担う企業にライセンスして収益を創出する資本をいう。

韓国の特許出願の件数は、GDP 当り・研究開発（R & D）費当りでもともに世界第 1 位であり、国際特許出願の件数では米国、日本、ドイツに次いで第 4 位である。

米国での特許登録の件数では、企業別でサムスン電子が IBM に次いで第 2 位である。特許出願で大国を誇る韓国が官民合同で創意資本を創設して目指すもの。それは、知的財産を活用した「強国」の地位である。

韓国で創意資本が必要となった理由の一つが、「特許活用率」の低さです。各国の特許活用率をみると、米国 45%、日本 54%、ドイツ 53% であるのに対し、韓国は 36% と低く、多くの権利が活用されていないのが実情です。現に、韓国有名大学で埋もれていた特許を海外の特許管理会社が安く購入し、その特許が使われて韓国大手企業に巨額の特許侵害訴訟が提起される事件も起きています。

こうした背景から韓国政府は、昨年 7 月の国家競争力強化委員会で「知識財産強国実現のための戦略」を発表し、戦略の 1 つとして「創意資本の創造及び大規模知識財産管理会社の設立」の推進を決定。具体的には、官民共同参加型の創意資本により国内外の優れた知的財産を早期に発掘・確保して成功する I P ビジネスモデルを構築することとなり、今年の 9 月 16 日に、韓国初の創意資本・株式会社インテレクトチュアル・ディスカバリーが業務を開始したのです。

### インテレクトチュアル・ディスカバリー社

技術の融合化・複合化が進み、競争力ある製品の開発には、複数の企業が保有する各種の特許が必要となっています。同社は、将来の市場を主導する製品を想定し、必要となる特許を買い集め、特許のパッケージとして事業化を求める企業に提案することをビジネスモデルの 1 つとしています。具体的にはまず、通信関連分野で海外の特許権の持分を確保し、海外企業を対象にライセンスすることを計画しています。

また、特許開発に苦心している韓国中小企業の競争力強化をバックアップするため、国内外のネットワークと協力してスマート情報技術（I T）製品などの知的財産権を確保して、中小企業に提供するサービスも推進する計画です。

また、重要な知的財産権を保有していても大企業の特許侵害に十分対応できなかった発明家や中小企業から知的財産権を預かり、大企業を相手にしっかり保護するサービスも行います。

さらに注目すべきは、「I P インキュベーションプログラム」です。これは単に知的財産を買い集める伝統的な創意資本のビジネスモデルとの差別化戦略として打ち出したもので、戦略分野の核心となる特許を積極的に開発し、関連特許と組み合わせて強力なパッケージを作るという I P エンジニアリングのことで。つまり、研究開発の副産物としての特許を獲得するのではなく、優れた特許を得るために、大学などの公共研究機関が研究開発を行い、将来必要な特許を引き出そうとする試みです。事業に活用できる新たなスタイルの I P を創造することは、大学などの研究成果の経済・産業的価値を極大化することでもあります。

このように、同社の役割は、創意資本による◇国家知的財産の創出・移転・活用の促進◇政府が推進する I P インキュベーション事業の遂行◇科学技術研究者の創意努力を収益として実現する I P ビジネス産業の育成◇海外のペタントロールから国内企業を保護し知的財産の海外流出を防止——にあるとまとめることができます。

### ペタントロールのおそれも

公共性を持っているものの、収益を目的とする株式会社でもある同社が、創意資本に投資しない企業（大部分は中小企業）を攻撃するようになる、すなわち、新たなペタントロールになる可能性もあり、その存在自体に対する論議も、今後発生するかもしれません。

また、知的財産権の面で弱者である個人発明家や中小企業の I P を確実に保護する役割ができなければ、発明家や中小企業が自身の特許権で訴訟を起こし、賠償金を分けてくれる外国のペタントロールを利用するような現象が発生するかもしれません。

こうした問題は、最近韓国政府が強調している大企業と中小企業の共存協力及び同伴成長とも関連して、韓国型創意資本株式会社である同社の成否を分かち、重要な基準となる可能性があることを意味します。

< 今回の解説者：韓国 I P G 協力メンバー >

YOUME 特許法人 李 元日 弁理士

1970 年生まれ。ソウル大学校電気工学科卒業。在学中に弁理士試験合格。97 年から YOUME 特許法人勤務。現在 パートナー弁理士、I P ビジネス本部長兼日本案件統括責任者。

（監修：日本貿易振興機構＝ジェトロ＝ソウルセンター 副所長 榎本吉孝）

## もしも従業員が発明をしたら

File No. 28

LG電子の元研究員2人が、在職中に開発したDVDプレーヤー関連の発明に対する正当な補償を求めて会社を訴えた事件で、韓国の裁判所は2005年に、会社に合計3億8,000万ウォン(約2,800万円)の支払いを命じた。現代電子(現ハイニックス半導体)の元研究員5人も、映像データ圧縮方法の一つであるMPEG関連の発明について正当な補償を求め、08年に、計5億2,200万ウォンの支払いを会社(事業譲受したハイニックスほか1社)に命じる判決を得た。

韓国でも「職務発明」への認識は広まりつつある。従業員が発明をしたときに適切に取り扱えるよう、会社としての備えが必要である。

従業員が業務で発明などのアイデアを創出したとき、その発明について特許を得る権利は、会社が持つわけではありません。日本でも韓国でも、発明について特許を受けることができるのは「発明をした者」(従業員)またはその承継人であると特許法に明記されています。

会社は、従業員から「特許を受ける権利」を契約(口頭または書面)により譲り受けなければ、会社名義で特許出願をし、特許権を取得することができません。従業員の発明を特許出願するたびに契約を交わすのは煩わしいため、一般にはあらかじめ雇用契約や勤務規定に、会社への発明の譲渡に関する規定を含めておきます(予約承継)。しかし、韓国の中小企業や、外資系の中小企業の中にはいまだに、このような手続きを踏んでいない例が散見されます。近年は、コンピューターの普及により企画開発が手軽になり、ビジネスモデル関連の特許も登場するなど、研究者に限らずあらゆる従業員が特許に結びつくアイデアを創出する可能性がありますから、営業販売が中心の日系企業であっても、関連規定を備えておくべきでしょう。

会社への譲渡をあらかじめ規定しておくことができるのは「職務発明」に限られ、従業員の個人的な発明について譲渡することを事前に定めた契約は法的に無効とされます。職務発明とは、従業員がその職務に関して発明したものが、その性質上、使用者の業務範囲に属しており、その発明をすることになった行為が従業員の現在または過去の職務に属する発明です(韓国の発明振興法第2条)。例えば、自動車会社のセールスマンが顧客管理方法を発明した場合なら職務発明にあたります。個人的な知識をもとに電気自動車のモーターを発明した場合には「使用者の業務範囲」には属しますが「従業員の職務」(営業・販売)に属するとはいえないので、職務発明にはあたりません。

### 在韓日系法人での知的財産の管理

製造ラインでのちょっとした改善提案なども企業の大切な知的財産ですから、こうした技術情報が社外に流出してしまう前に会社で把握し、ノウハウとして秘密管理したり特許出願して保護・活用するなど、現場での管理が重要です。そこで、職務発明の予約承継を定めておくほかにも、◇アイデアが浮かんだ場合には会社に報告する義務を定めておく◇アイデアが職務発明か個人発明かを判断し、職務発明については秘密管理するか特許出願するかを判断する手続きを定めておく——ことが望ましいといえます。さらに、冒頭の二つの事件のように、会社が従業員の発明を譲り受けた場合、従業員は正当な補償を受ける権利を有するため(同法第15条)、会社が発明を譲り受けた時や特許出願した時、特許登録された時の従業員への補償に関する規定を定めておき、特許発明を他社にライセンスするなど特別な収益を得た場合には特に補償に留意すべきです。

派遣社員の場合には、派遣社員の使用者は派遣会社であるという見解もあり、職務発明の予約承継の効力が問題となることが考えられます。これについて韓国では判例がないため、派遣社員を雇うときは、派遣社員および派遣会社との三者契約で、派遣社員の職務発明について特許を受ける権利は会社が有することを明確にしておけばよいでしょう。

また、雇用契約に規定がなく、職務発明が会社に譲渡されない場合、従業員が会社に黙って自分の名義で特許出願しても法的には問題がなく、特許登録されれば従業員が適法な特許権者となってしまいます。しかし、会社は従業員に給与や研究費、研究資材などを提供して職務発明の創出に貢献しているため、このような場合につき同法は、特許権を無償で実施する権利(通常実施権)を会社に認めています。したがって、開発した特許製品の製造販売が差し止められる心配はありません。

<今回の解説者：韓国IPG 協力メンバー>

特許法人ムハン 千 成鎮 弁理士

1971年生まれ。94年弁理士試験合格。95年ソウル大学工科大学院コンピューター工学科卒業。95年～99年サムスン電子に勤務。2000年～02年金&張法律事務所に勤め、02年に特許法人ムハンを共同設立。現在、APAA韓国協会の理事

(監修：日本貿易振興機構＝ジェトロ＝ソウルセンター副所長 榎本吉孝)

<< The Daily NNA 【韓国版】紙上で毎月第2水曜に連載 >>

